



令和5年6月30日 第16回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後 時 分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	7番 松田博幸
8番 遠藤 勇	9番 人見華代	10番 石黒 彰
11番 岡元義春	12番 吉村 進	

2 欠席委員

1番 餌取靖徳

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸  
総務担当主査 留田篤史  
総務主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第4号 土地の現況証明書下付について

# 第16回農業委員会総会

令和5年6月30日

開会 午後1時30分

## (開 会)

○議長 ただいまから、令和5年度第16回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員が欠席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年3月19日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

## (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、採草放牧地を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年5月22日で、土地の引渡期日も令和5年5月22日です。

なお、解約された農地は、5月25日開催の全員協議会で確認したとおり、非農地とし、農地台帳の現況地目を原野に修正します。

次に、2番を説明します。本件は、採草放牧地を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年5月11日で、土地の引渡期日も令和5年5月11日です。

なお、解約された農地は、議案第3号13番で審議します。

次に、3番4番を説明します。本件は、採草放牧地を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年3月31日で、土地の引渡期日も令和5年3月31日です。

なお、解約された農地は、地域担当農業委員と利用調整する予定です。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 (株)芽登ファームとは、どのような法人ですか。

○事務局長 喜登牛で、畜産業、和牛繁殖と育成をしております。今回、このような農業情勢のため、和牛繁殖のみの事業に切り替えるようです。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鶯府141番9、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は畑です。

面積につきましては、2,174㎡の内、1,070㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、保有農地を贈与し、譲受人におきましては、議案第3号11番で取得する農地に隣接する農地を受贈するものです。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化

促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第3号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から10番までは、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番から10番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、11番を説明します。

局長。

○事務局長 11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷲府141番2ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、山林、原野、現況は畑です。

面積につきましては、79,560㎡で

す。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、9,100,000円、10アール当たり114,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、12番を説明します。

局長。

○事務局長 12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地645番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は採草放牧地、農業用施設用地です。

面積につきましては、33,929㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、採草放牧地等を贈与により所有権の移転を行おうとするものです。

本件の受け手は、令和2年7月22日に開催された上大誉地地区の人・農地プラン協議に基づき、新規就農者の誘致が決まり、令和4年6月7日に新規就農認定者として認定され、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、同年7月1日から就農しております。

当該地1筆につきまして、採草放牧地と農業用施設用地が混在しており、所有権の移転のため、分筆が必要となり、今回、分筆登記が完了したため、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、13番を説明します。

局長。

○事務局長 13番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛29番3ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、74,838㎡の内、50,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間175,000円、10アール当たり3,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、14番15番を説明します。

局長。

○事務局長 14番15番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

14番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛1112番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、630㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするものです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で贈与の

合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

次に、15番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛963番3ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、380,834㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、19,040,000円、10アール当たり50,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、16番を説明します。

局長。

○事務局長 16番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地783番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、49,357㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間250,000円、10アール当たり5,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、17番から20番を説明します。

局長。

○事務局長 17番から20番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

17番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地784番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、48,926㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間98,000円、10アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、18番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地778番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、58,733㎡の内、畑が29,966㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間130,000円、10アール当たり4,300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、19番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉

地676番6ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、86,819㎡の内、畑が57,061㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間60,000円、10アール当たり1,050円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、20番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地404番ほか17筆、計18筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、482,461㎡の内、389,777㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間600,000円、10アール当たり1,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 9番、人見委員。

○人見委員 この法人は陸別町のため、中山間直接支払交付金制度の大誉地地区の推進会議の構成員に加盟しておりませんが、その辺の確認はしていますか。

○事務局長 特に、賃貸借の締結に関係がないため、確認しておりません。

○議長 他に、質疑はありますか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、21番を説明します。

局長。

○事務局長 21番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町驚府331番6ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、24,347㎡の内、20,014㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間129,000円、10アール当たり6,450円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠4丁目16番ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。4番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 本件は、6月15日、私と宮口委員、松田委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並

びに現地調査委員長の説明のとおりです。

午後 2時 15分 閉会

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛401番2ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。4番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 本件は、6月15日、私と宮口委員、松田委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第16回足寄町農業委員会総会を閉会します。

---

議 長 吉村 進

---

農業委員 吉川 友二

---

農業委員 遠国 和宏

---